

同業者を装う内覧依頼に注意！

都内及びその近県において、架空の不動産事業者を名乗り、内覧依頼書による物件の内覧を要望する事案が数件発生しています。

※ いずれの事案も、依頼書の内容(宅建業免許番号、連絡先等)や申込者の言動から不信感を抱き、内覧を断っております。

内覧と称して、空き室の状況、鍵の保管場所を確認したり、隙を見て合鍵を作る等されると、管理物件を悪用されるおそれがあります



対策

- ・ 内覧を依頼してきた業者について、社名、所在地、連絡先、宅建業免許番号、担当者等について矛盾がないかよく確認する。
- ・ 来店による内覧希望者も運転免許証等による身分確認を徹底する。